

# 屋久島町ごみ分別表

## 事業所系ごみ

事業所（事務所及び店舗など）から出るごみ（産業廃棄物を除く）は、**事業所自らが分別し、指定するごみ処理場まで搬入**しなければなりません。

各地区に設置されているステーション及び拠点回収所は、家庭から出るごみの集積所ですので、**事業所のごみは、決してステーション及び拠点回収所に出さない**で下さい。